

# ヤングケアラーの実態に関する調査報告書

## 1-2 居宅介護支援事業所 編

令和6年3月

宮崎県



## 1-2 目次

1. 居宅介護支援事業所におけるヤングケアラーの実態に関する調査の実施概要	1
(1) 調査目的	1
(2) 調査方法	1
2. 居宅介護支援事業所におけるヤングケアラーの実態に関する調査結果	1
(1) ヤングケアラーについて	1
問1 ヤングケアラーの概念の認識	1
(2) ヤングケアラーの状況について	2
問2 ヤングケアラーと思われる子どもの有無	2
問3 ヤングケアラーと思われる子どもがいる（いた）ケース件数	2
(3) ヤングケアラーの具体的内容について	3
問4-①子どもの性別	3
問4-②子どもの学年（年齢）	3
問4-③同居する家族	4
問4-④ケアの対象者	4
問4-⑤ケアを必要としている人の状況	5
問4-⑥子どもがしているケアの内容	5
問4-⑨支援の有無	6
問4-⑫他の支援機関との連携	6
※ 問4の⑦、⑧、⑩、⑪、⑬、⑭については、具体的なケースの内容となるため本調査報告書では掲載しない	
問5 ヤングケアラーと思われる子どもの有無が分からない理由	7
(4) 家族支援やヤングケアラーの発見・支援の状況	8
問6 会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度	8
問7 ヤングケアラーの発見・支援でできると思われること	9
問8 ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関	10
問9 ヤングケアラーの支援で妨げになっている（なるだろう）と思うこと	11
問10 具体的に必要な支援	12
(5) ヤングケアラーに関する支援について	13
問11 ヤングケアラーの支援で行政に期待すること	13
問12 県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているもの	14
問13 ヤングケアラーに関する情報提供の可否	14

(6) その他意見 .....	15
問14 その他意見(自由記述) .....	15

**【報告書の見方】**

- ・ 回答比率(相対度数)は、百分比のポイント以下2位を四捨五入している  
ので、合計は必ずしも100%にならないことがある。
- ・ 2つ以上の回答を求めた(複数回答)質問の場合、その回答比率の合計は  
原則として100%を超える。
- ・ 数表に記入された「n」は、比率算出上の基数(標本数)である。
- ・ 文中やグラフ内の選択肢が長文の場合は簡略している箇所がある。

## 1. 居宅介護支援事業所におけるヤングケアラーの実態に関する調査の実施概要

### (1) 調査目的

県ではヤングケアラー支援を推進するため、支援の現状を把握し、より実態に即した支援施策の創設や支援体制の構築を図りヤングケアラー支援を推進していくことを目的として調査を実施した。

### (2) 調査方法

宮崎県が把握する県内の居宅介護支援事業所に対して、QRコードを掲載したアンケート方式の調査票を配布し、郵送又はWEBによる回答を依頼した。

調査期間：令和5年11月24日～令和5年12月25日

回収状況：

発送数	有効回答数	回収率
421件	275件	65.3%

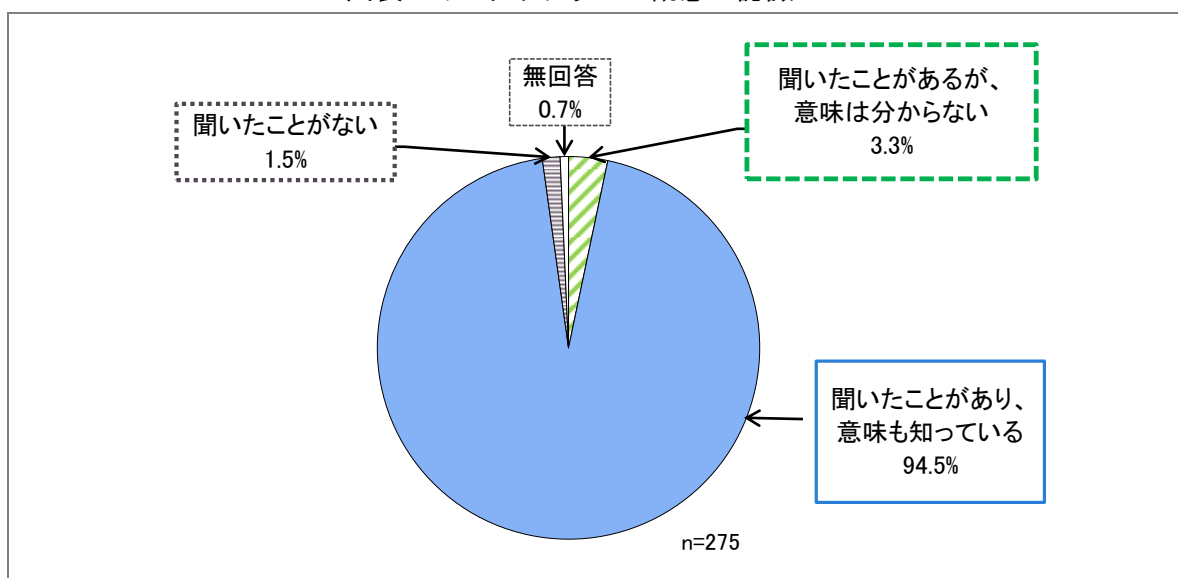
## 2. 居宅介護支援事業所におけるヤングケアラーの実態に関する調査結果

### (1) ヤングケアラーについて

#### 問1 ヤングケアラーの概念の認識

ヤングケアラーの概念の認識について聞いたところ、「聞いたことがあり、意味も知っている」が94.5%と最も高く、次いで「聞いたことがあるが、意味は分からない」が3.3%、「聞いたことがない」が1.5%となっている。

図表1 ヤングケアラーの概念の認識

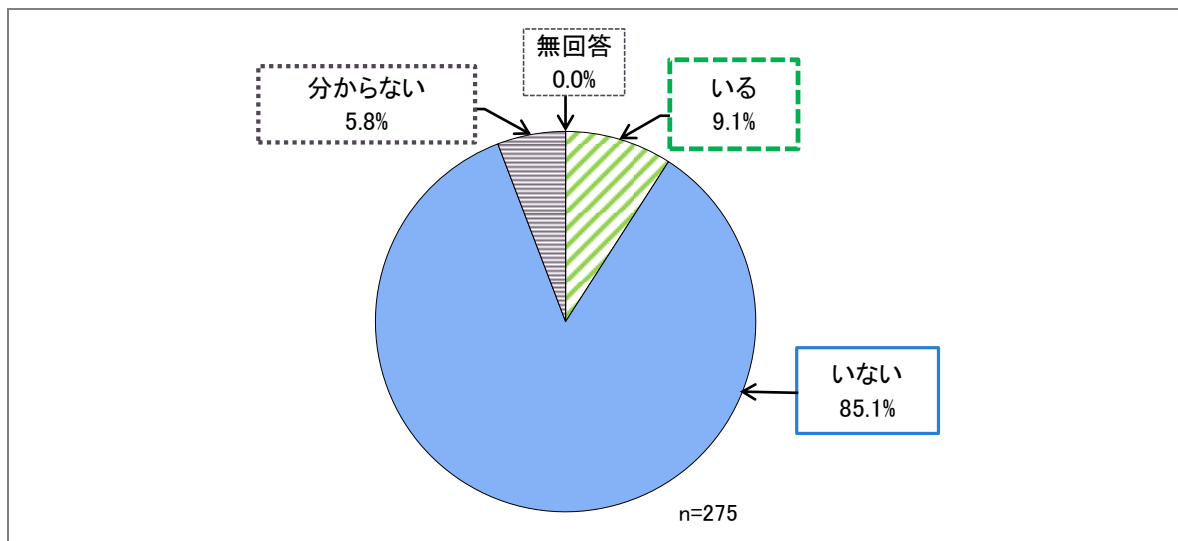


## (2) ヤングケアラーの状況について

### 問2 ヤングケアラーと思われる子どもの有無

支援しているケース（家庭）のなかでヤングケアラーと思われる子どもがいる（いた）ケースについて聞いたところ、「いない」が85.1%と最も高く、次いで「いる」が9.1%、「分からない」が5.8%となっている。

図表2 ヤングケアラーと思われる子どもの有無

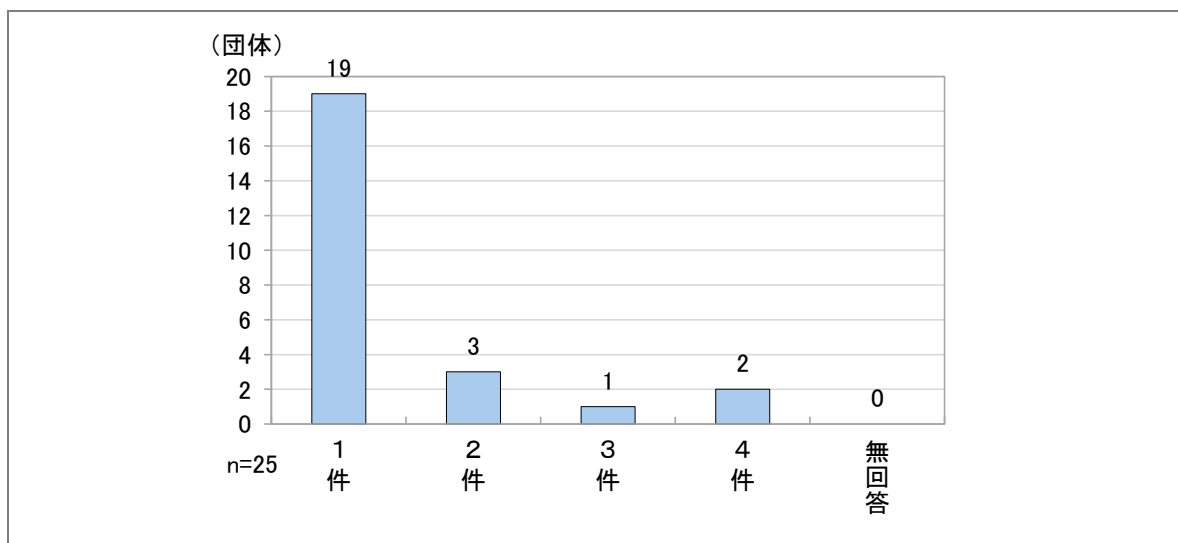


### 問3 ヤングケアラーと思われる子どもがいる（いた）ケース件数

（問2において「いる」と回答した団体のみ）

ヤングケアラーと思われる子どもが「いる（いた）」と回答した25団体にケース件数について聞いたところ、「1件」が19団体、「2件」が3団体、「4件」が2団体、「3件」が1団体となっており、合計のケース件数は36件となっている。

図表3 ヤングケアラーと思われる子どもがいる（いた）ケース件数



### (3) ヤングケアラーの具体的内容について

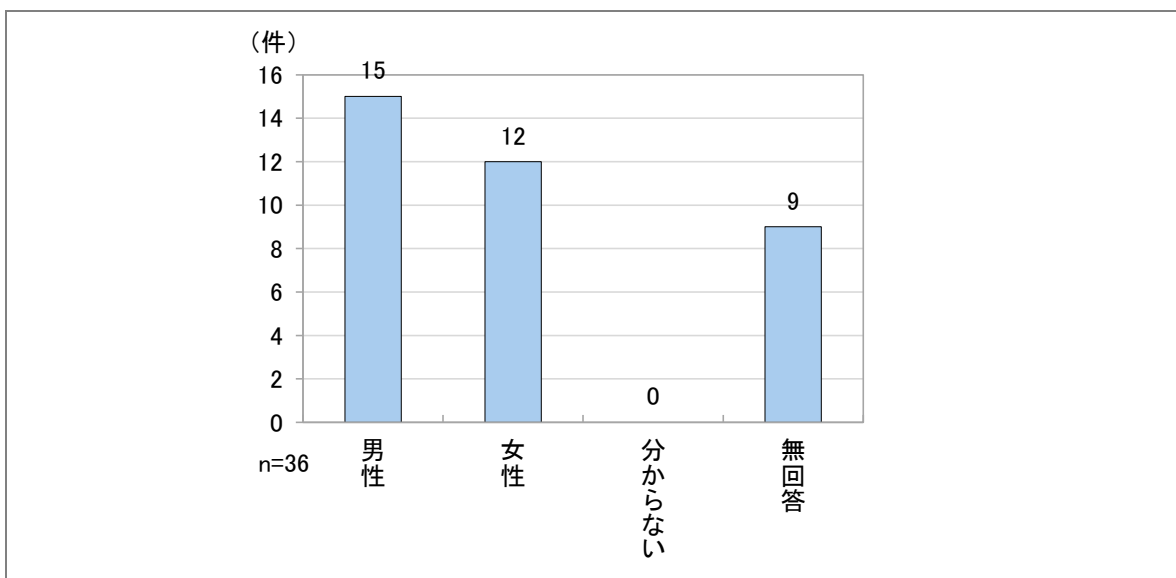
(問4については、問2において「いる」と回答した団体のみ。また、問3におけるケース件数を標本数としてグラフを作成。)

※ 問4の⑦、⑧、⑩、⑪、⑬、⑭については、具体的なケースの内容となるため本調査報告書では掲載しない。

#### 問4-①子どもの性別

子どもの性別について聞いたところ、「男性」が15件、「女性」が12件となっている。

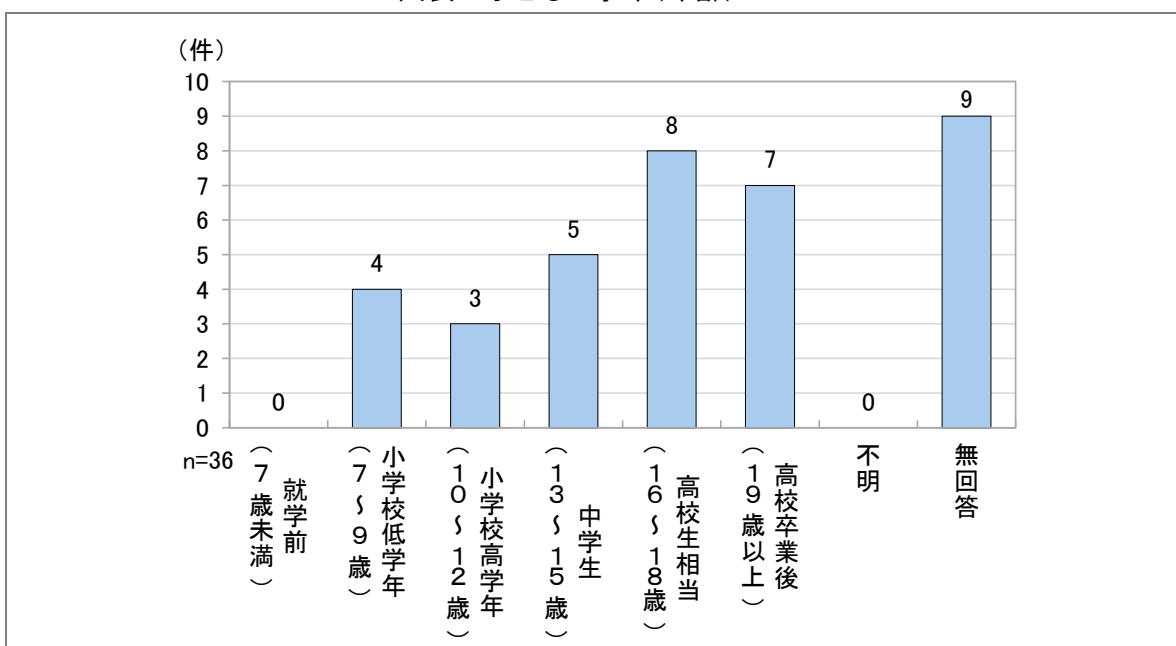
図表4 子どもの性別



#### 問4-②子どもの学年(年齢)

子どもの学年(年齢)について聞いたところ、「高校生相当(16~18歳)」が8件と最も多く、次いで「高校卒業後(19歳以上)」が7件、「中学生(13~15歳)」が5件となっている。

図表5 子どもの学年(年齢)

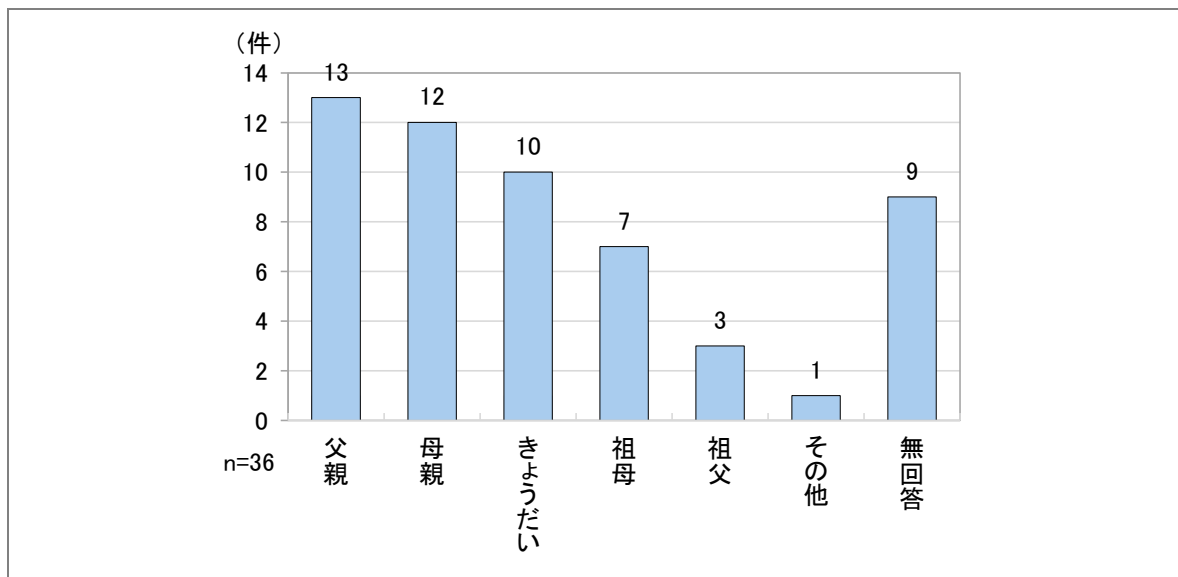


#### 問4－③同居する家族

同居する家族について聞いたところ、「父親」が13件と最も多く、次いで「母親」が12件、「きょうだい」が10件となっている。

きょうだいの数は、「2人」が3件、「3人」が2件、「1人」「4人」「5人」「6人」がそれぞれ1件となっている。また、「その他」として「その子ども」との回答があった。

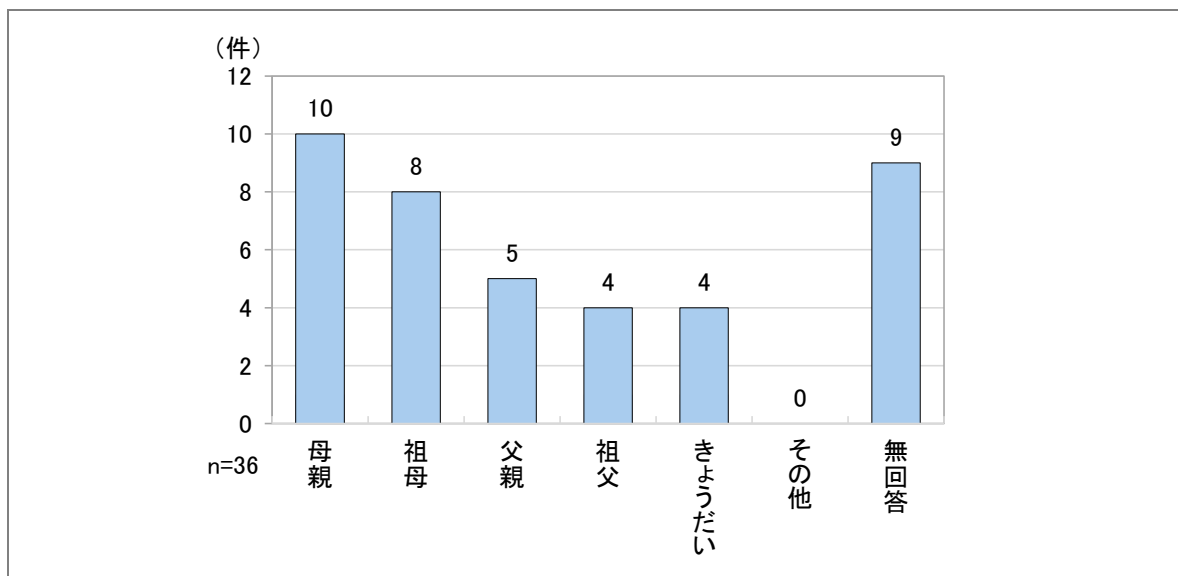
図表6 同居する家族(複数回答)



#### 問4－④ケアの対象者

ケアの対象者について聞いたところ、「母親」が10件と最も多く、次いで「祖母」が8件、「父親」が5件となっている。

図表7 ケアの対象者(複数回答)

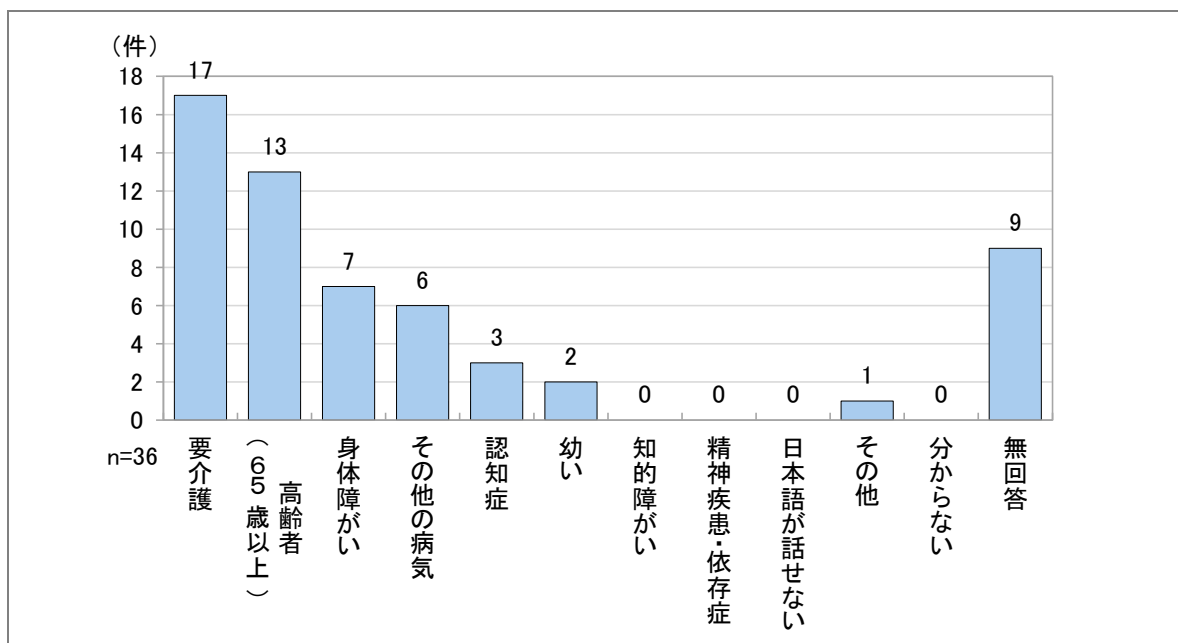




#### 問4－⑤ケアを必要としている人の状況

ケアを必要としている人の状況について聞いたところ、「要介護」が17件と最も多く、次いで「高齢者（65歳以上）」が13件、「身体障がい」が7件となっている。また、「その他」として「難病（カダシル）脳血管疾患」との回答があった。

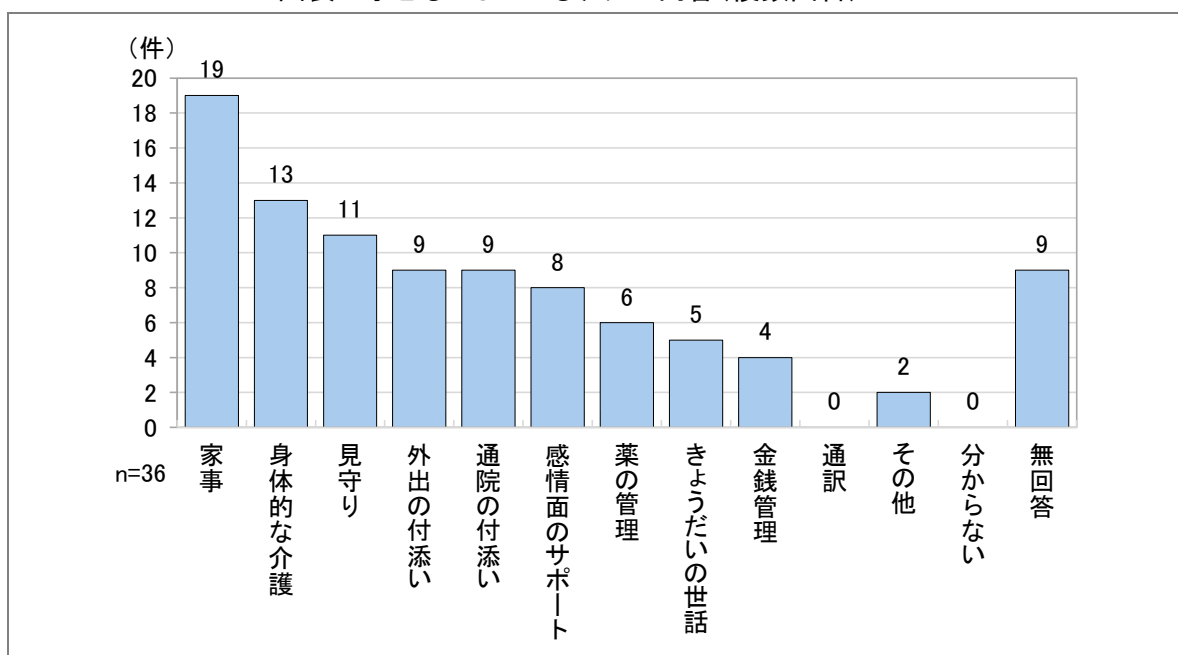
図表8 ケアを必要としている人の状況(複数回答)



#### 問4－⑥子どもがしているケアの内容

子どもがしているケアの内容について聞いたところ、「家事」が19件と最も多く、次いで「身体的な介護」が13件、「見守り」が11件となっている。また、「その他」として「デイの送り出し、デイの迎え入り」「介護者の子どもの保育園等への送り迎え」との回答があった。

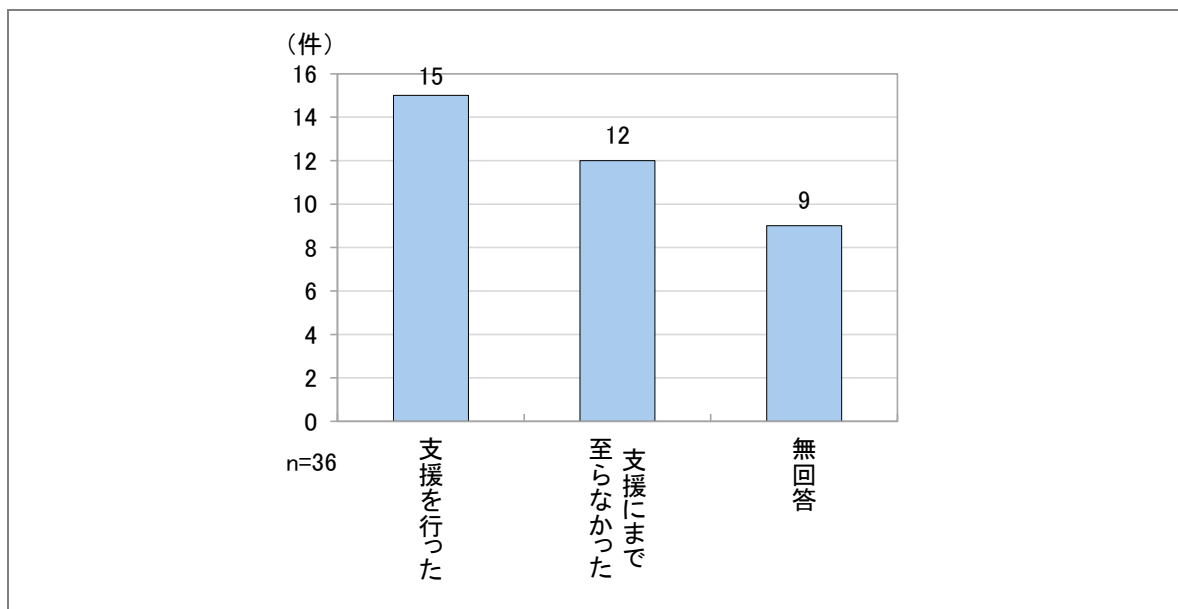
図表9 子どもがしているケアの内容(複数回答)



#### 問4－⑨支援の有無

支援の有無について聞いたところ、「支援を行った」が15件、「支援にまで至らなかった」が12件となっている。

図表10 支援の有無



#### 問4－⑫他の支援機関との連携

(問4－⑨において「支援を行った」と回答した団体のみ)

他の支援機関との連携について聞いたところ、以下のとおり回答があった。

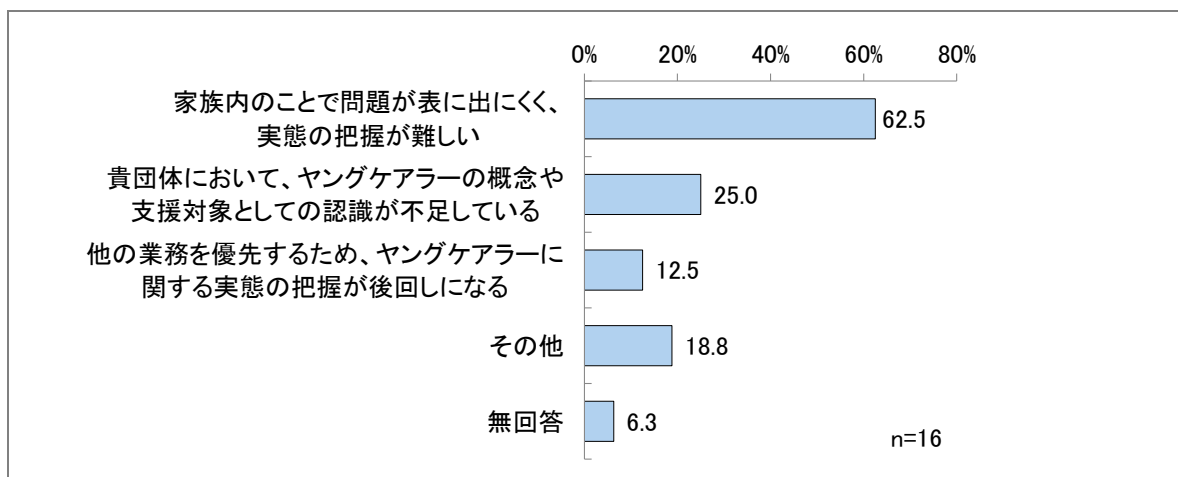
他の支援機関との連携
<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村</li><li>・医療機関(主治医・入院した先のワーカー)</li><li>・在宅介護支援センター</li><li>・地域包括支援センター</li><li>・学校(小学校・中学校・担任の先生)</li><li>・訪問リハ事業所</li><li>・福祉用具事業所</li><li>・民生委員</li><li>・基幹相談支援センター</li><li>・住宅型老人ホーム</li><li>・ヘルパー事業所</li><li>・訪問リハビリ事業所</li><li>・ケアマネ事業所</li><li>・区長</li></ul>

## 問5 ヤングケアラーと思われる子どもの有無が分からない理由

(問2において「分からない」と回答した団体のみ)

ヤングケアラーと思われる子どもの有無が「分からない」と回答した団体にその理由を聞いたところ、「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」が62.5%と最も高く、次いで「貴団体において、ヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している」が25.0%、「他の業務を優先するため、ヤングケアラーに関する実態の把握が後回しになる」が12.5%となっている。

図表11 ヤングケアラーと思われる子どもの有無が分からない理由(複数回答)



< 「その他」の具体的回答 >

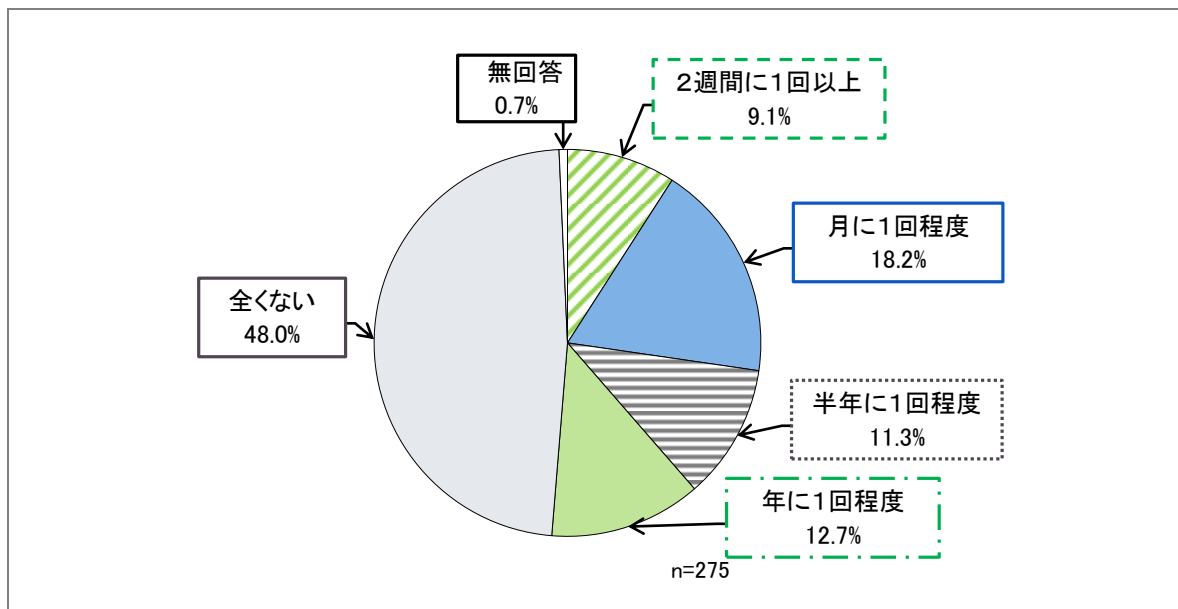
- ・ヤングケアラーというものを知らない。
- ・家庭内のことで、実態調査以前に、相談しがたいと立ち入ることが難しい。
- ・長年担当する間に家庭環境が変わったり、そもそもヤングケアラーからビジネスケアラーに成長したりしているから、選択肢として、わからないと判断しました。

#### (4) 家族支援やヤングケアラーの発見・支援の状況

##### 問6 会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度

会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度について聞いたところ、「全くない」が48.0%と最も高く、次いで「月に1回程度」が18.2%、「年に1回程度」が12.7%となっている。

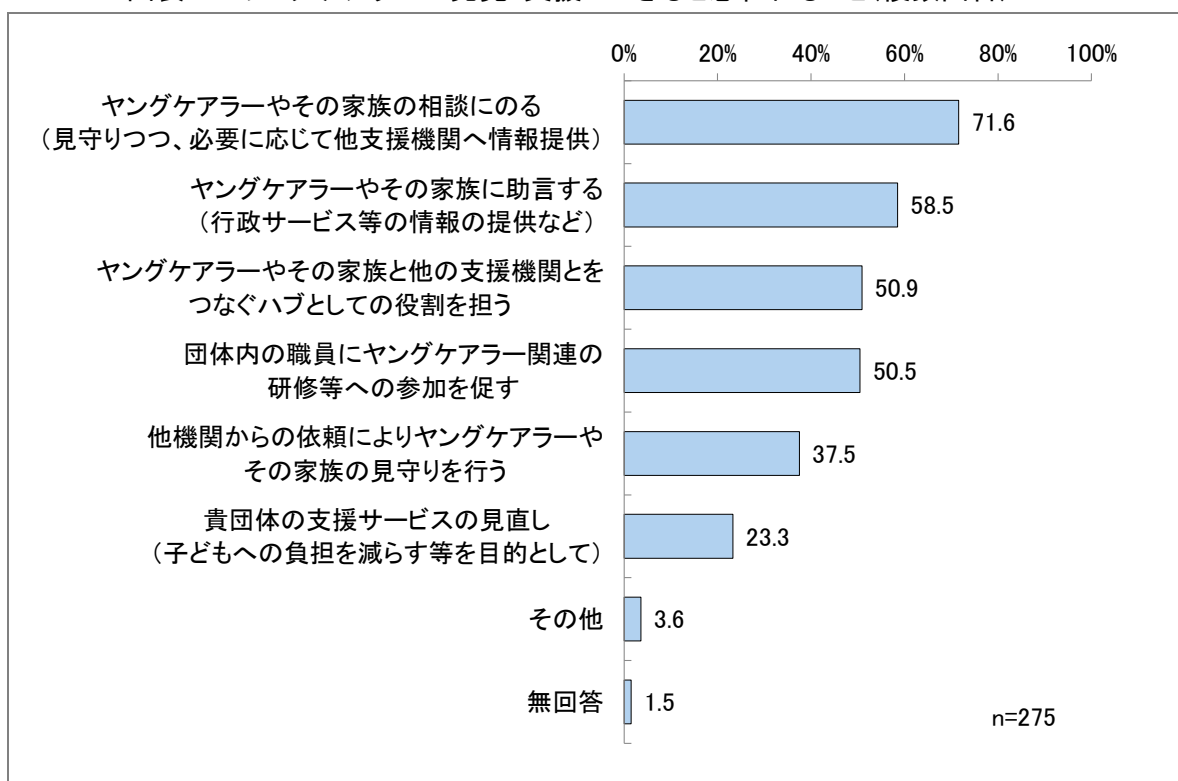
図表12 会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度



## 問7 ヤングケアラーの発見・支援でできると思われること

ヤングケアラーの発見・支援でできると思われることについて聞いたところ、「ヤングケアラーやその家族の相談にのる（見守りつつ、必要に応じて他支援機関へ情報提供）」が71.6%と最も高く、次いで「ヤングケアラーやその家族に助言する（行政サービス等の情報の提供など）」が58.5%、「ヤングケアラーやその家族と他の支援機関とをつなぐハブとしての役割を担う」が50.9%となっている。

図表13 ヤングケアラーの発見・支援でできると思われること(複数回答)



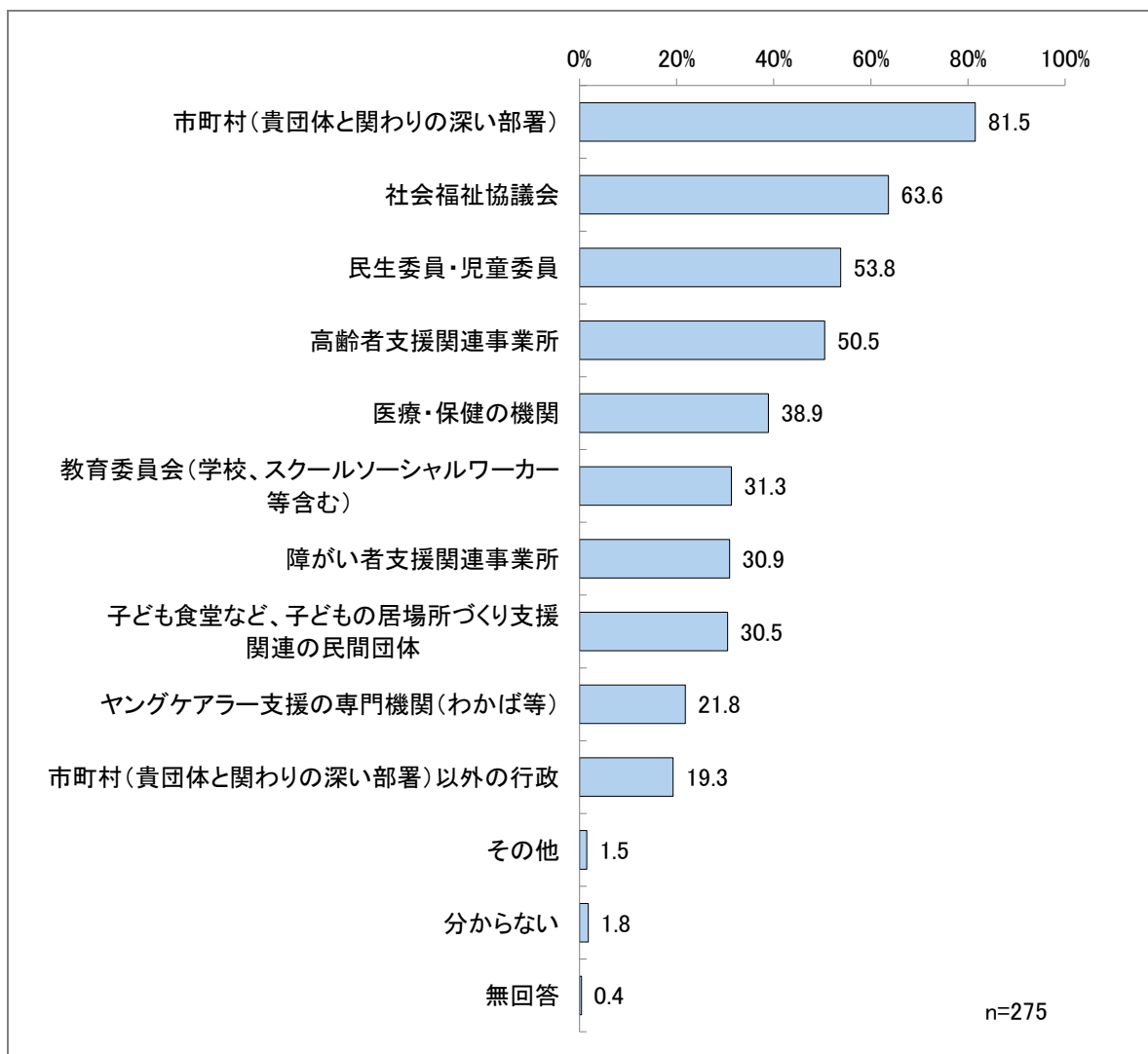
< 「その他」の具体的回答 >

- ・発見したヤングケアラーへの助言等
- ・研修参加時にグループ発表の時の発表内容で知る事が多い。(最近多くなっている状況がわかる)
- ・介護保険事業所であるので利用者が抱える問題として行政に相談する。
- ・高齢者対象の為その様なケースにあたらない。
- ・同業者同士で情報交換
- ・現状での支援は行っていない。
- ・そもそも、その背景までフォローできる余裕がない事とケアマネジメントとして必要だけど、それを対応することで減算要件になるような業務に負担となるようであれば、介入を躊躇すると考えます。
- ・分からない

## 問8 ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関

ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関について聞いたところ、「市町村(貴団体と関わりの深い部署)」が81.5%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が63.6%、「民生委員・児童委員」が53.8%となっている。

図表14 ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関(複数回答)



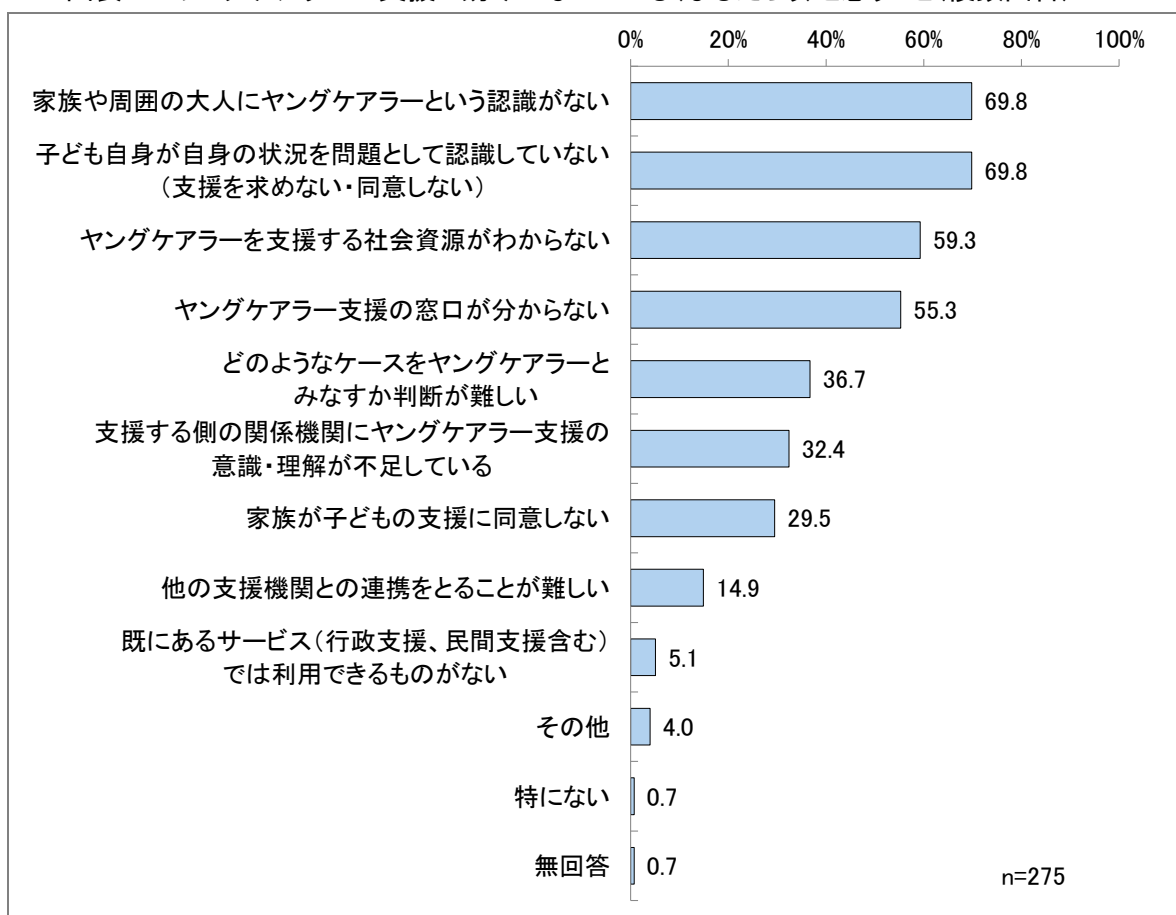
< 「その他」の具体的回答 >

- ・生活自立相談支援センター(社協内にあります)。
- ・警察少年課、少年サポートセンター等
- ・包括支援センター

## 問9 ヤングケアラーの支援で妨げになっている(なるだろう)と思うこと

ヤングケアラーの支援で妨げになっている(なるだろう)と思うことについて聞いたところ、「家族や周囲の大人にヤングケアラーという認識がない」「子ども自身が自身の状況を問題として認識していない(支援を求めない・同意しない)」がそれぞれ69.8%と最も高く、次いで「ヤングケアラーを支援する社会資源がわからない」が59.3%、「ヤングケアラー支援の窓口が分からない」が55.3%となっている。

図表15 ヤングケアラーの支援で妨げになっている(なるだろう)と思うこと(複数回答)



< 「その他」の具体的回答 >

- ・孤立していて閉鎖的で踏み込めない。
- ・自ら支援に取り組む考えはない。発見したら何かしら助言等を行いたい。
- ・日本語表記
- ・ヤングケアラー同士で気軽に情報交換できる場所がない。
- ・報道番組を見て知っているが、身近で例がないのでわからない。
- ・会社として職員自身からの相談がないと立ち入ることが難しい。
- ・子どもとの接点がない。
- ・経済的背景から子どもを介護者として期待しなければ、生活が成り立たない家庭も想定でき、逆にその子どもに財産の全てを渡すので介護をしてほしいとか、背景は様々でそれを高齢者支援側と子どもに関わる側とが共有できる機会がない、業務内にそのような時間を持ちにくい。
- ・金銭問題
- ・分からない

## 問10 具体的に必要な支援

(問9において「既にあるサービス(行政支援、民間支援含む)では利用できるものがない」と回答した団体のみ)

具体的に必要な支援について聞いたところ、以下のとおり回答があった。

### 具体的に必要な支援

- ・自身がヤングケアラーと認識していない場合も多いと思うので学校の授業等に入れて気付きから相談へつなげられると良いと思います。
- ・テレビ等では聞くが、実際に行政が何をされているのが見えない。
- ・同業者(他のケアマネの相談)からコロナのとき孫と祖母だけの家庭でどこからも支援が受けられず、そのケアマネのポケットマネーで支援したと聞いた。市へも保健所へも連絡したが支援の種類がないと回答された。そこは孫が祖母に寄り添って暮らしていたそう。その相談を受けた時に自分には何の情報もなく勉強不足を感じた。
- ・子ども食堂等の社会資源が少ないと感じている(ヤングケアラー等を支援する資源も含め)。又、支援する活動もよく知らない。まず、発見したら包括や社会福祉協議会、行政に相談すると思うが、その先の支援にどうつながっていくのかが、分からない。
- ・できるものがないというより、サービスの量が不十分ではないでしょうか。毎日の介護をどこまで社会資源で支援できるかは心配。
- ・専門的相談支援機関
- ・親に対するヘルパーの支援の増加やヤングケアラーの精神面の支援やレスパイトケア。支援者が一緒になって泊りに行けるサービス。
- ・ワンストップサービス、ヤングケアラー専用窓口
- ・行政と民間団体等との連携
- ・支援者を支援する制度自体がない。
- ・早期支援のみならず、家庭背景等に合わせた対応や支援が必要と考えます。

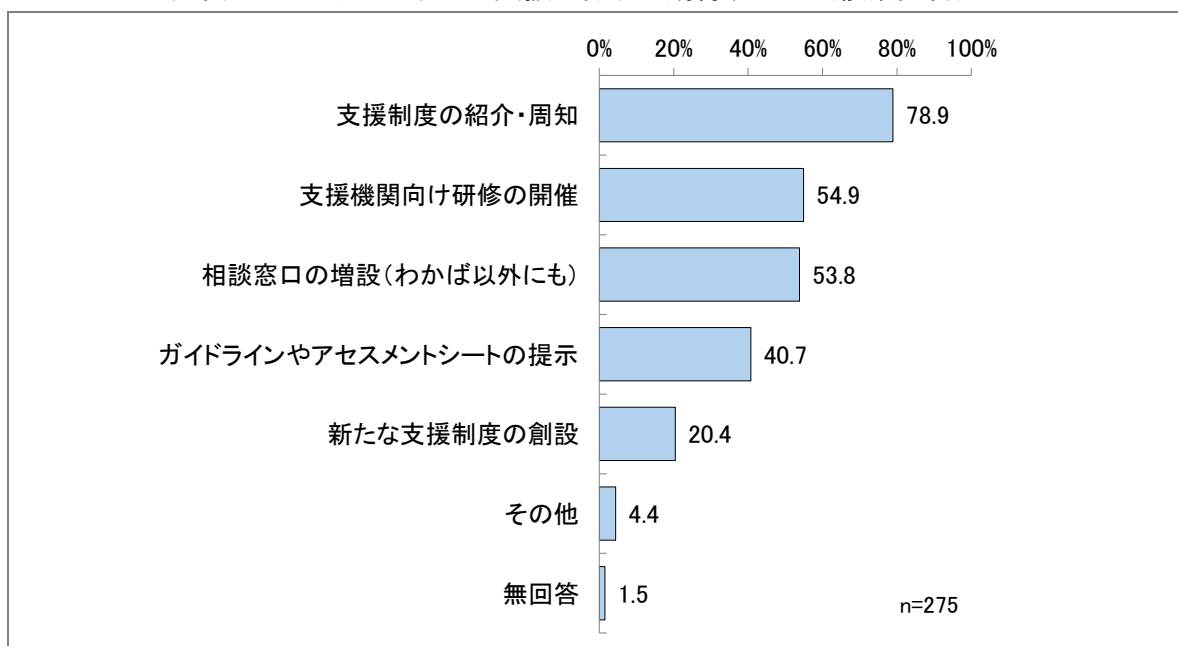


## (5) ヤングケアラーに関する支援について

### 問11 ヤングケアラーの支援で行政に期待すること

ヤングケアラーの支援で行政に期待することについて聞いたところ、「支援制度の紹介・周知」が78.9%と最も高く、次いで「支援機関向け研修の開催」が54.9%、「相談窓口の増設（わかば以外にも）」が53.8%となっている。

図表16 ヤングケアラーの支援で行政に期待すること(複数回答)



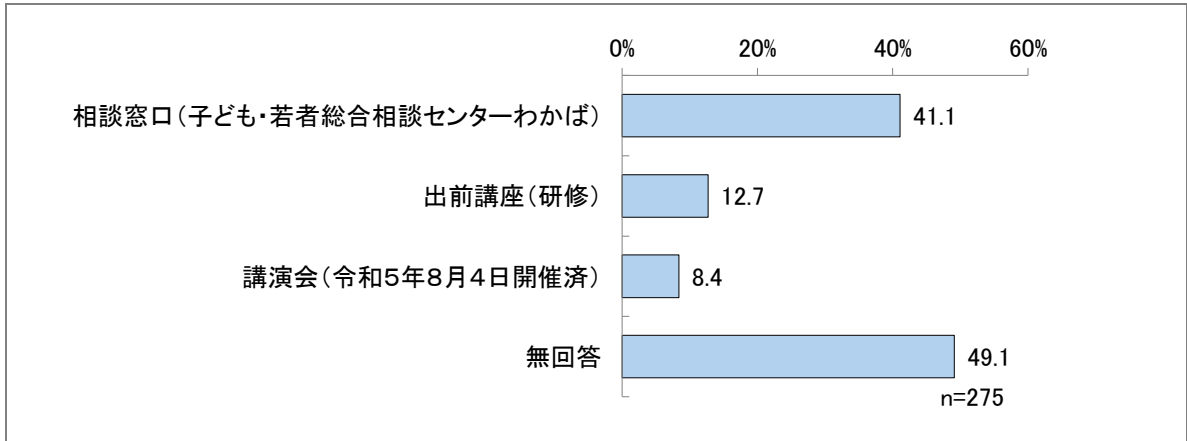
<「その他」の具体的回答>

- ・地域連携の取り組み、情報共有、警察(交番)との連携。
- ・現在あるヤングケアラーの支援の内容を知らない。
- ・学校との連携強化。気付ける体制作り。
- ・有効なアウトリーチ、あきらめないアウトリーチ。
- ・学校が把握する。
- ・医療機関への周知。
- ・ヤングケアラーが通っている学校でひろいあげをして、行政が情報を得る。本人(ケアラー)は自ら相談できない。
- ・まずは、周知が必要。回覧板だけでは、公民館加入者のみへの周知になるので、全世帯へ周知が必要。
- ・該当家族に十分な経済的支援。
- ・行政の方は数年で担当が代わるので、どの程度期待をしていいのかわからない。そして、高齢者支援側は、ヤングケアラーに目を向けなければならないことを認識してはいるが、本業に影響するようであれば、支援介入を躊躇すると思う。高齢者支援側は、ヤングケアラー以外にも、避難行動計画やマイナンバーカード移行など、過去には火災報知器、電気保安、特定健診のすすめなど、多々依頼されます。高齢者支援側を安易に期待しないでほしいと考えています。
- ・県、市町村、学校の連携、行政内での窓口の一本化。
- ・特になし

問12 県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているもの

県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているものを聞いたところ、「相談窓口（子ども・若者総合相談センターわかば）」が41.1%と最も高く、次いで「出前講座（研修）」が12.7%、「講演会（令和5年8月4日開催済）」が8.4%となっている。

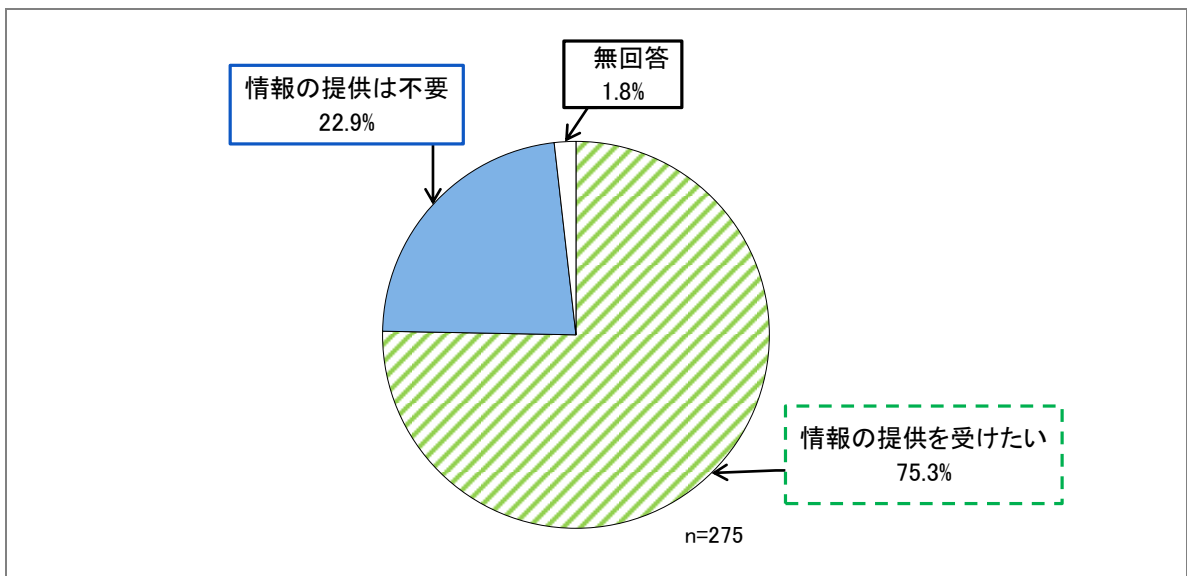
図表17 県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているもの（複数回答）



問13 ヤングケアラーに関する情報提供の可否

ヤングケアラーに関する情報提供の可否について聞いたところ、「情報の提供を受けたい」が75.3%、「情報の提供は不要」が22.9%となっている。

図表18 ヤングケアラーに関する情報提供の可否



## (6)その他意見

### 問14 その他意見(自由記述)

その他の意見については、以下のとおり回答があった。

その他意見
<ul style="list-style-type: none"><li>・宮崎県内の各市町村ではどのような機関があり、どのような支援を行っているか。知りたいです。ヤングケアラーではないかと思われた場合の対処法など研修会に参加して学びたい。</li><li>・私の担当しているケースはキーパーソンとなる次女が自分自身で考えて他の兄弟と協力して母の支援をしている。うまくいっているが、以前同じ事務所内で他のケアマネが担当したケースでは、小学生の長女・中学生の長男が支援をしており、途中で対象者が亡くなるという悲しい終結であった。ケアマネだけが頑張っても、他の関係機関が自分だけで頑張っても、ヤングケアラー問題は解決しない。またヤングケアラーだけでなく、介護を一人で抱えてしまう介護者全てに関係するのではないのでしょうか。</li><li>・ヤングケアラー問題ですが、ビジネスケアラー問題も気にかかります。</li><li>・子どもに高齢者介護させる事は児童虐待と考えます。ヤングケアラーなどという言葉を使わず、児童虐待としてしっかり対応して、子どもを保護すべきと思います。色々なケースがあると考えますが、基本的には子どもに介護をさせるべきではないと思います。</li><li>・今回、ヤングケアラーの年齢は何才までだろうという意見が出ました。学業への影響を考えると、18才までという意見でした。実際は、一緒にお孫さんが住んでいる場合、見守り程度のケースはありましたが、ケアを日常的に行なっている事はありませんでした。</li><li>・この問題については、取り組むべきであるとは理解しますが、家族の問題でもあるため、民間事業所の介入は難しい面があると思うのですが。</li><li>・小さな町村は情報も入りやすく訪問等できるでしょうが、市になると分からない家庭が多々あると思います。ヤングケアラーに子ども達がならない様に無料で支援していく制度があれば良いなあと思います。子どもからの相談を待つのではなく大人が声掛け、話を聞く様になっていけると良いと思います。</li><li>・発見することがあったら救いたい、本人が希望すれば。自らの役目があるので基本はそちらが優先される。</li><li>・ヤングケアラーの発見は難しく、実際はケアを行う福祉や医療現場の従事者が一番把握出来ていると思います。又、関係機関との連携とありますが、実際たくさんのチームで行うと子どもは正直嫌がり大事になる事を嫌います。実際に介護・ケアを行っている子ども達が今必要としている事をすぐに実施してくれるものを必要としていると思います。何でもですが、支援しようと思っても制度の縛りが出てきたり、特に行政機関は融通が効かず、時間を要するばかりです。本当に必要な支援を行うのであれば制度等の縛りに関係なく動く事が一番だと思っています。</li><li>・行政に対して発信力の不足を感じます。</li><li>・研修の機会があれば知りたい。又、関係機関も知る機会も持ちたい。</li><li>・介護保険のサービスを担当しているケアマネジャーですので、今後気になるような事がありましたら、支援できるようなサービスに繋げていけたらと思います。</li><li>・ケアしている子どもがいるのであれば言いたくない事も有り、プライバシーもあり、介入が難しいと思う。大学(福祉系)などで研究などされて相談窓口を作られたらどうかと思う。マスコミ、新聞、ラジオ、TVなども知ってもらえるようにしてはどうか。改善したケースがあるのであれば示すなど国民を感化する方法も有るのでは。</li><li>・担当している方で事例となるケースはないと認識しておりますが、地域でも潜在している可能性はあるかと思われまます。発見する事の難しさを感じます。</li><li>・いろいろなご家庭を訪問する為、早期発見につながるよう協力できたらと考えています。</li><li>・ケアマネジャーとして高齢者に関わりますが、孫やひ孫が介護しているというケースはこれまでにありません。親の年金で生活する(8050、7040 問題)ひきこもりの子(40~60代)のほうが増えていると感じます。</li><li>・今のところ支援しているケースではヤングケアラーのケースはありません。</li><li>・行政の福祉課(特に生保)に対するイメージ。職員(ケースワーカー)の勉強不足は特に感じる。お金のことしか言わない。冷たい、やさしくない。</li></ul>

## その他意見

- ・ヤングケアラーの問題は、家族・本人に認識が薄いケースが多くあるのかな、と思う。また私たちも同じ様に、ヤングケアラーと判断する線引きが分からない。私どもの様に介護保険を利用するようになった利用者の為に家族の状況を知る事により、浮き彫りとなる問題は多くあると思う。勉強する機会があれば良いと思う。
- ・高齢者の介護が必要な状況にあるにも関わらず、家族だけでその負担を抱えているケースと若者が親や兄弟のケアを人知れず行っているケースは類似していると感じます。これらの状況に周囲の人々が気付くかどうかによって介入のタイミングが大きく左右されます。また状況に気付く為の視点はもちろん重要ですが、それだけではなく、普段から他の人々と情報を共有出来るだけの関係性を築いているか、どうかもこの問題に大きく関わってくると思います。
- ・現在の国、および市町村のヤングケアラーの実態は(人数、市、地域分布)どうなのか。原因の究明はどの程度行われているのか。県・市が行っている事とは。
- ・幼少期(1歳と3歳)の頃よりこの環境におかれている子どもは当たり前がどこにあるかは分からない。この家庭の当たり前と世の中の当たりの家庭の違いが分からないため、支援の必要を感じていない様に思われる(拒否が強い)。
- ・ヤングケアラーの定義には当てはまらないのですが、親が介護を行っている事で、その子どもが小さい頃より手伝いとして家事、見守りを行うが、学業・友人関係まで影響がない事例はあります。
- ・身近なところにヤングケアラーがいる様子はないが、自分が気付いていないだけで実際にはいるのかもしれない。もし近くにヤングケアラーの方がいたら、話を聞いたり相談に乗ってあげ、少しでも支援できることがあったら、お手伝いをさせて頂きたい。
- ・私たちの接する高齢者の方にはヤングケアラーは見当たりません。もし気付いた時はすぐに市や県に連絡していきたいと考えています。
- ・ヤングケアラーの支援についてヤングケアラーを発見することが一番難しいのではないのでしょうか。研修やこれまでの経験で感じているのはヤングケアラーの在籍する家庭に問題があるケースが多く、そもそも私たちのような介護事業者とのつながりすらない状況があると感じます。私たち介護事業者も学校などの教育機関とのつながりや、お互い相談できる環境があればヤングケアラーの発見や支援がスムーズになるのではないかと考えます。
- ・田舎の為、情報は聞こえやすく、親戚などの支援者情報も共有しやすい部分がある反面「家族、親戚が支援して当然」といった偏見のような考えも根強く、うわさも広がりやすい。支援の必要な家庭にとって必ずしも優しい環境かどうか分からない。又、子どもは中学を卒業すると高校の有る地域に転出するため、ケアラーとしての負担は軽減するのか、経済的負担が増すのかなど、長期、広域にわたる連携や情報共有が必要と思う。
- ・ヤングケアラーの年齢ではないが、実親を介護しているが介護者の娘さんが精神面に不安を持っており(自分を傷つける行為をされる)行政と連携を図ったことがあるが、娘さんの同意が得られず、様子観察を行っている。以前実親の爪を切る際に深く切ってしまうなど感情に任せしてしまう所があった。
- ・ケアを受けている大人(親や祖父母)にサービスが入っていれば、その家に入出入りする人が気づくだろうが、サービスが入っていなければ、ケアラーの通う学校が調査や面接などでひろいあげして行政と連携してほしい。学校側は家での子の大変さまで、協力しようとする学校教師はいない様に感じます。教師の疲労や余裕のなさを目の当たりにしています。
- ・コロナ禍で、親世代の仕事がない家庭で、保育料が払えず、上の子が下の子を見ているケースがあったが、学校の先生に福祉の知識が少ない事で発覚が遅くなった。先生達も学んで欲しい。
- ・今後業務を行っていくにあたり、目の当たりにする機会があるかも知れない。いざという時に適切な支援ができるように日頃から知識の習得や研鑽を積んでいきたい。
- ・県のケアマネ協会や市のケアマネ協会を通じての周知が図れればと思います。
- ・ヤングケアラーの支援のために、知識を深めたい。
- ・言葉だけが独り歩きしている気がする。現状や支援窓口、相談機関等の世間への周知等をもっと充実させていくべき。

## その他意見

- ・理解力の問題なので、いくら研修や啓発活動をして根本的な解決はしないどころか、仕事の邪魔になる。対象家族を発見し次第、十分な経済的援助をすることが重要。また、協力者に経済的なインセンティブが必要。
- ・高齢者の支援をしてきた中で、ヤングケアラーの存在を認識したことはありませんが、見落としただけかもしれません。今後もヤングケアラーへの意識を高めるとともに、支援の一助になれば幸いです。
- ・NHKなどではヤングケアラーのドキュメントを見たことがあるが、実際に聞いたことがない。実際に身近にそういった事例があるのかどうか聞いてみたい。
- ・居宅介護支援事業所としての業務のなかでこれまで実際ヤングケアラーの症例はありませんでした。ヤングケアラーとしての資料等は一読しておりますので大まかな理解はできているつもりですが、実務はできておりませんので申し訳ないです。
- ・ヤングケアラーは支援する側が特に気を使わなければならない問題であり、特に家庭環境に入り込む必要もあり、配慮に注意が必要であると考えます。子どもが支援をしている事が問題ではなく、関係性を築きながら、関係機関と重層的、包括的に「見守り」しながら事案が発生した時に、どのように支援していくのかをある程度決めていくことが大事だと考えます。
- ・心の電話帳なども相談先の窓口はたくさん記載されている。しかし、たくさん記載があるがゆえにどこにかけていいのかわからない、と言った声を多く聞く。縦割りもあるため、たらい回しされることも多い。
- ・私自身は、高齢者支援側と認識していましたが、いつのまにか「ヤングケアラー支援の関係機関の皆様」として、実態調査を受ける立場となり、困惑しています。ヤングケアラー支援の関係機関と言われるには、あまりにも知識不足で、申し訳なく感じています。不適切な見解や意見があるかもしれません。申し訳ございません。私の長男は、高校教員をしています。生徒がヤングケアラーだからといって、高齢者支援側にアプローチできる手段を知りません。私が説明したとて、教員にも、そんな余裕はなさそうです。こうして、ヤングケアラーの周囲にいる方々（高齢者支援側、子ども側双方）が、誰がイニシアチブをとって行動するのか、対応できるのか、お互いに知らないから対応できないのかと、考えています。そして、前述しましたが、ヤングケアラーは、成長します。高齢者支援側からすると、高齢者は亡くなり、ヤングケアラーでも、ビジネスケアラーでもなくなります。時間の経過で見逃されるのかと、考えました。子ども支援側は、公務員であることが多いでしょうが、高齢者支援側は、殆どが、民間企業の社員なので、会社の方針にもよるので、対応能力も差が大きくなるのではないのでしょうか。要は、お金にならないことに対応することを認める会社なのか、そこを含めて支援と認めてくれる会社なのかです。支援側の個人の能力に無償で頼るのは酷だと思えます。支援したくても、支援できない状況などがあることをご理解頂き、どの程度期待されているのか、教えてもらえるといいかと考えます。ひとり一人ができる事を小さく、できる人を増やす方法を教えてほしいです。私は、とても残念なことに、ヤングケアラー自身が、ヤングケアラーから、抜け出したいと考えているのかさえも知らないのです、本当に申し訳ないと感じました。
- ・現担当の仕事に追われ、相談窓口や支援方法を把握する時間捻出が難しい。担当になった時にはじめて相談機関を探したり、支援について検討している。講演、研修の案内があれば情報を頂きたい。
- ・行政が民間団体と連携して行おうとしていない。しっかりと様々な民間団体にも協力を仰ぐべきだと思います。
- ・地域性もあると思うが、当事業所においてヤングケアラーと思われるご家族等に介入する機会はありませんでしたが、今後は十分に可能性があると思われれます。ただ、我々専門職のみならず、地域住民にも認識がまだ乏しい状況と感じる為、周知等の活動を幅広くして頂ける事を期待しております。
- ・コロナ禍の中で地域や学校での家庭に関する関りが薄くなり、孤立化しやすい環境になっている現状の中で、社会的問題になっている事は（虐待やヤングケアラー等）家という閉鎖的な環境の中で起きています。ヤングケアラーの視点だけで考えずに地域から孤立しない今の時代に合った環境を再構築する事も一つ大切かと思えます。ヤングケアラーの定義も難しい中、それぞれの知恵を学校単位で子どもも含めて出し合える事でも、これからのヤングケアラーの支援の視点が見えてくるのではとも思いました。

## その他意見

- ・現在の担当でヤングケアラーに該当するケースはないが、今後ありうる可能性が高い。そのときに戸惑わず対応できるように知識は得たいと思います。
- ・事例等で実際に体験した時のシミュレーションをしたい。
- ・ヤングケアラーへの支援に関しては慎重さを要するようになる。①まず、ヤングケアラー自身に認識が無い。身内の世話をするのは当たり前という認識がある。②親は、自身がどのような状態であっても子どもを育てているという思いがある。③仮に①②の家族関係の中で、行政や専門機関に繋いだ場合、支援する専門職側が慎重なアプローチをしていかなければ、結果、親子間に溝を作ってしまう形に繋がってしまうのではないかと感じる。子どもは、どんな親であれ、親に対する「思い」があり、親が「全て」である心理状況の中で生活、暮らしをしている。アプローチを間違えてしまうと、親も傷つけ、その子ども(ケアラー)も傷つけてしまうと考える。親も子どもも「家族」というその先の人生は続いていくのだから。
- ・支援の研修があれば助かります。
- ・高齢者を専門としているので子どもの支援についても学ぶ必要を感じている。子や子の配偶者が主介護者で就労している場合に、親が仕事から帰宅するまでの間に中学生以上の孫が、見守り要員として要介護の祖父母に付き添っているケースはあった。ケアマネとしては、家族に対しての自助の部分をどれだけ依頼できるか悩むところ。
- ・ヤングケアラーは、今現在社会において重大な問題ではないかと考えています。十分な支援等、必要と思います。